

総人恩総第831号  
平成22年9月27日

各府省等官房長等 へ

総務省人事・恩給局長

「人事統計報告の作成、保管等の取扱いについて（昭和41年2月11日  
総人局第77号）」の一部改正について（通知）

「人事統計報告の作成、保管等の取扱いについて（昭和41年2月11日総人局第77号）」の一部を次のように改正し、平成22年10月1日以降、これにより取り扱うこととするので通知します。

本文前段中「平成二十一年六月十九日」を「平成二十二年十月一日」に改める。

別紙5（13）中「人事院規則一五一一五第二条の日々雇い入れられる非常勤職員」を「人事院規則八一一二（職員の任免）第四条第十三号の期間業務職員」に改め、（14）中「人事院規則一五一一五第二条のその他」を「期間業務職員以外」に改め、「非常勤職員」の下に「(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員）を除く。）」を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>人事統計報告の作成、保管等の取扱いについては、人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号。最終改正平成十二年六月七日。）及び人事統計報告に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第三号。最終改正<u>平成二十二年十月一日</u>。以下「府令」という。）の定めるところにより、遺憾のないよう取り計らわれない。</p> <p>別紙 人事統計報告の様式の記入要領</p> <p>5 別記様式第五（非常勤職員在職状況統計報告）は、次の要領により記入する。 (1)～(12) （略）</p> <p>(13)「現在員数A」の欄 <u>人事院規則八一一二（職員の任免）第四条第十三号の期間業務職員</u>について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入する。</p> <p>イ、ロ （略）</p> <p>(14)「現在員数B」の欄 <u>期間業務職員以外の非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員）を除く。）</u>について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入する。</p> <p>イ、ロ （略）</p>	<p>人事統計報告の作成、保管等の取扱いについては、人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号。最終改正平成十二年六月七日。）及び人事統計報告に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第三号。最終改正<u>平成二十一年六月十九日</u>。以下「府令」という。）の定めるところにより、遺憾のないよう取り計らわれない。</p> <p>別紙 人事統計報告の様式の記入要領</p> <p>5 別記様式第五（非常勤職員在職状況統計報告）は、次の要領により記入する。 (1)～(12) （略）</p> <p>(13)「現在員数A」の欄 <u>人事院規則一五一一五第二条の日々雇い入れられる非常勤職員</u>について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入する。</p> <p>イ、ロ （略）</p> <p>(14)「現在員数B」の欄 <u>人事院規則一五一一五第二条のその他の非常勤職員</u>について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入する。</p> <p>イ、ロ （略）</p>